

お申込書送付先：当協会事務局へ押印した原本をお出しください

お申込日 西暦 年 月 日

※登録 No. _____

入会希望月

月入会希望

※登録No.欄は記入しないで下さい。(事務局記入)

一般社団法人中小建築工事業協会 正会員入会申込書

(一社) 中小建築工事業協会 の活動趣旨に賛同し、定款・規程・規約等を承諾の上、正会員として入会を申込みます。

■所属地区

所属地区	茨城・千葉
------	-------

■企業情報


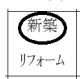
(フリガナ)		(フリガナ)		
会社名		代表者		代表者印
		生年月日	西暦 年 月 日	
所在地	(〒 _____)			
TEL		FAX		
E-Mail	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	@		
H P	<input type="checkbox"/> あり (<input type="checkbox"/> https:// or <input type="checkbox"/> http://) <input type="checkbox"/> なし			
添付書類	【様式 1 別添 1】「暴力団等反社会的勢力でないこと等に関する 表明・確約書」1～6 までの記載事項に対して確約し表明します。	確認欄	<input type="checkbox"/>	はい
	【様式 1 別添 2】「正会員 誓約書」1～9 までの記載事項について確約します。 住宅リフォーム事業者団体登録規程に基づき簡略化して示しています。	確認欄	<input type="checkbox"/>	はい
建設業許可番号	次の(1)と(2)のいずれかに☑の上、ご記入下さい。			
	<input type="checkbox"/> (1) 許可取得済み ⇒以下記入			
	<input type="checkbox"/> 大臣 又は <input type="checkbox"/> 知事 許可番号(_____)第 _____ 号			
<input type="checkbox"/> (2) 許可業者予定 ⇒以下記入				
許可申請予定年 (西暦 _____ 年) ※原則入会申請日より5年以内としてください。 ※ 入会時点で建設業許可を取得していない事業者様については、会員規約別表2に記載の専任技術者 (又は主任技術者等) について (一社) 中小建築工事業協会よりお尋ねしますので、その際にご協力下さい。				
設計事務所登録番号	<input type="checkbox"/> 登録無し <input type="checkbox"/> 登録済み 以下記入			
	知事 登録番号 (_____)第 _____ 号			
宅地建物取引業免許番号	<input type="checkbox"/> 免許無し <input type="checkbox"/> 免許あり 以下記入			
	<input type="checkbox"/> 大臣 <input type="checkbox"/> 知事 免許(_____)第 _____ 号			

(備考)

お申込書送付先：当協会事務局へ押印した原本をお出しください

有資格者等情報			
一級建築士 名	取得代表者氏名(1名) _____	一級建築施工管理技士 名	取得代表者氏名(1名) _____
二級建築士 名	取得代表者氏名(1名) _____	二級建築施工管理技士 名	取得代表者氏名(1名) _____
	木造建築士 名	一級大工技能士 名	宅地建物取引士 名
従業員数	名	うち大工社員 名	専属大工 名
資本金	千円		
直近概算実績 (年、年度、会計年度いずれも 可)	新築工事	リフォーム工事	その他事業等
	千円	千円	千円

新築住宅・リフォーム工事 瑕疵保険事業者登録情報

新築又は、リフォーム瑕疵保険 の事業者登録の有無登録してい る保険法人に ○をつけてください。 例1 例2  	新築 ・リフォーム	株式会社住宅あんしん保証	新築 ・リフォーム	住宅保証機構株式会社 (まもりすまい)
	新築 ・リフォーム	株式会社日本住宅保証検査機構 (JIO)	新築 ・リフォーム	株式会社ハウスジーマン
	新築 ・リフォーム	ハウスプラス住宅保証株式会社		現在登録無し
元請けとして請け負う住宅リ フォームの工事種類 ○をつけてください。 (複数回答可) ※国土交通省登録住宅 リフォーム事業者団体構成員への登 録の場合必須です。 (登録料等の費用は不要)		自治会等の発注による マンション共用部分の修繕 (屋上・外壁・共用廊下・EV等)	省エネリ フォーム	開口部の省エネ改修 内窓、外窓交換、ガラス交換等
		構造・防水工事を含む戸建住宅のリ フォーム工事		壁・床・天井・屋根等の外皮の断熱改 修
		内装・設備工事 (構造・防水工事を含まない工事)		給湯器の改修(高効率給湯器) エコキュート、エコジョーズ、エコフィール、ハイブリット等
				その他の省エネ改修 空調、換気、照明設備等

■連絡先(企業情報と異なる場合、記入して下さい。)

(フリガナ)		部署・役職	
担当者名			
連絡先住所	(〒 —)		
TEL		FAX	
E-Mail	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし		
		@	

(備考)

--

暴力団等反社会的勢力でないこと等に関する表明・確約書

一般社団法人 中小建築工事業協会 代表理事 殿

私／当社は、一般社団法人中小建築工事業協会の会員入会申込にあたり、本「暴力団等反社会的勢力でないこと等に関する表明・確約書」下記1. から6. までの記載事項に対して確約し表明いたします。その証として会員申込書の「暴力団等反社会的勢力でないこと等に関する表明・確約書」確認欄に☑を入れますので、入会の承認をお願い致します。

1. 私／当社は、役員、親会社及び小会社並びにそれらの役員を含め、以下の①から⑥までに掲げる者のいずれにも該当せず、これらの者のいずれとも関係(これらの者に運営に実質的に関わらせ又は賃金供給若しくは便宜を供与し、これらの者を従事者とする事等を含む。以下同じ。)がないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当せず、関係しないことを確約します。

- ① 暴力団
- ② 暴力団員
- ③ 暴力団準構成員
- ④ 暴力団関係企業
- ⑤ 総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等
- ⑥ その他①から⑤までに準ずる者

2. 私／当社は、自ら又は第三者を利用して以下の①から⑤までに該当する行為を将来にわたって行わないことを確約します。

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて貴法人の信用を毀損し、又は貴法人の業務を妨害する行為
- ⑤ その他犯罪行為又は①から④までに準ずる行為

3. 私／当社は、1. の①から⑥までに掲げる者のいずれかに該当し、これらの者のいずれかと関係し、若しくは2. の①から⑤までのいずれかに該当する行為をし、又は1. に基づく表明及び確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、催告なしで除名されても一切異議を申し立てず、又、貴法人に対して賠償ないし補償を求めないことを確約します。

4. 3. により貴法人に損害が生じた場合には、貴法人が受けた損害の一切について 私／当社が賠償の責めを負うものとします。

5. 3. により承認会員の承認を取り消すべき事実が判明した場合、承認取得申込者は、貴法人が受けた損害の一切について賠償の責めを負うものとする。

6. 私／当社は、私／当社、当社の役員、親会社及び子会社並びにその役員等が1. の①から⑥までに掲げる者から2. の①から⑤までのいずれかに該当する行為を受け、又は受けるおそれがあるときは、貴法人に直ちに報告を行なうとともに、警察に通報し、警察の捜査に協力するものとします。

正会員 誓約書

一般社団法人 中小建築工事業協会 代表理事 殿

私／当社は、一般社団法人中小建築工事業協会の会員入会申込にあたり、本誓約書 下記 1. ～9. までの記載事項について、確約いたします。その証として会員申込書の「正会員 誓約書」確認欄に☑を入れますので、入会の承認をお願い致します。

※解説：

下記の各項目は、国交省の住宅リフォーム事業者団体登録規程（国土交通省告示第 877 号）に基づき、簡略化して示しています。

1. 工事契約について、注文者へ書面を交付すること
2. 請負契約締結時に、内訳を明らかにして、見積書を交付すること
3. 事実と異なる表示・説明、優良誤認表示・説明をしないこと
4. 500 万円（共同住宅の共用部分工事では当該住戸数×100 万円または 1 億円のいずれか低い金額）以上の工事に、リフォーム瑕疵保険を付けること（発注者が文書を持って不要との意思表示をした場合を除く）〔工事金額は税抜き〕
5. 請負契約の概要、保険契約締結等の重要事項を説明すること
6. 会員の状況（許可や資格、工事实績、リフォームかし保険の利活用状況、苦情処理等）を把握するため必要な調査に協力すること
7. 協会の定める義務講習を期限内に受講して専門知識の習得と技術・技能の向上に努め、苦情処理体制を整備・確立するなどして、住宅リフォーム事業を適正かつ円滑に実施すること
8. 届出た会員情報を当協会が消費者に対して開示することを承諾し、住宅リフォーム事業の営業活動において、当協会が事業会員として公表していないにもかかわらず事業会員であると表示又は説明をしないこと
9. 上記 1～8 に違反した場合には、当協会による指導、助言、勧告、調査等に協力し、是正されない場合は権利停止や除名などの処分に応じること